

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス鹿屋共栄店

鹿屋市共栄町150番地 外6筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

(1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年1月9日

(2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成31年1月9日

3 意見の概要

(1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及びその他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

イ 歩行者の通行の利便の確保等

荷さばきに伴う車の進入が通学時間帯と重なるので、安全に配慮した対応をしてほしい。

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

事業所ごみは、「事業所が責任をもって適正に処理しなければならない。」となっておりますので、事業所が責任を持って正しい処理（収集委託等）をお願いします。

エ 防災対策への協力

特になし

(2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

(㊦) 既存の特定施設や指定施設（騒音・振動）がある場合、数や種類などを変更する際は、届出を行ってください。

(㊩) 既存の特定施設や指定施設（騒音・振動）が無い場合でも、新規に設置する際は届出を行ってください。

(㊮) 特定建設作業を実施する際は、届出を行ってください。

イ 廃棄物に係る事項等

事業所ごみは、「事業所が責任をもって適正に処理しなければならない。」となっておりますので、事業所が責任を持って正しい処理（収集委託等）をお願いします。

ウ 街並みづくり等への配慮等

特になし

(3) その他

ア 代表者が変更となる際は、現在届出がなされている特定施設や指定施設（騒音・振動）がある場合は、変更の届出を行ってください。

イ 申請地は、鹿屋都市計画区域内です。

ウ 届出地は周知の埋蔵文化財に該当していません。しかし、埋蔵文化財の性質上今後開発途中で出土する可能性があります。その際は、現状を変更することなく速やかに教育委員会文化財センターへ届け出てください。